

事業の趣旨

社会の情報化が急速に進展する中、著作権に関する知識が多くの国民にとって必要不可欠のものとなり、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動の必要性は高まっている。国会においても国民への著作権教育に一層取り組むべきである旨が指摘されている。さらに、近年多発するいわゆる海賊版サイトによる著作権侵害に対し、政府としても国民に対する著作権教育の重要性が確認されたところである。このような現状を踏まえ、関係各所と連携しながら、様々な手段を通じて国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図る。

主な事業内容

対象者別講習会の実施

- ・著作権セミナー（S27～）
年13回程度 共催希望自治体で開催
- ・教職員著作権講習会（H10～）
年2回 関東と関西で開催
- ・図書館等職員著作権実務講習会（S46～）
年2回 関東と関西で開催
- ・都道府県著作権事務担当者講習会（S50～）
年1回 東京で開催

著作権教育

- ・著作権テキスト
→一般向けの著作権制度の体系的な学習。
- ・著作権教育5分間の使い方
→学校向けの場面に応じた著作権の指導事例集。
- ・著作権なるほど質問箱
→子供～大人向けのQ & A形式で学ぶ著作権。
- ・はじめて学ぶ著作権
→小学校～高校向けの紙芝居とワークシート。 (ほか)



普及啓発活動

- ・著作権広報大使（ハローキティ）による「STOP!海賊版」の普及・啓発の実施。
- ・YouTube広告を利用した啓発動画の配信。
- ・文化庁公式Twitter「ぶんかる」、文化庁HPを利用した広報
- ・教育関係者向けメルマガ「初中メルマガ」による広報
- ・政府広報ラジオ番組・政府広報オンラインでのPR など

関係各所との連携

- ・民間企業・団体の行う海賊版対策キャンペーンとの連携。
- ・内閣府知財事務局の知財創造教育コンソーシアムとの連携。

侵害コンテンツのダウンロード違法化関係(令和2年著作権法改正)(令和3年1月1日施行)

海賊版対策としての実効性確保と国民の不安・懸念払拭のため、今後、施行までの間に以下の取組等を集中的に実施予定。

- ・侵害コンテンツのダウンロード違法化の内容を分かりやすく示したリーフレットやQ & A、解説資料の作成
- ・リーフレットなどを活用した学校現場への周知・教育の充実、著作権セミナー等の各種講習会における周知
- ・テレビ（CM）、漫画雑誌への掲載、新聞、SNSなど、国民への訴求力の高い手段を用いた普及啓発（関係省庁・関係団体と連携）
- ・著作権広報大使である「ハローキティ」を利用した啓発動画・教材やグッズの作成・配布
- ・国民の予測可能性の確保及び居直り侵害の防止のための詳細なガイドライン・Q & Aの作成・周知